

第2回 今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ の主な指摘事項

○日 時 2018年(平成30年)3月12日(月) 17:00~19:00

○場 所 厚生労働省 12階 子ども家庭局会議室 5

【総論】

○児童館は、子どもの日常を把握して、具体的、総合的に子どもの問題にかかわっていく視点が必要になっている。

○児童館が施設としてある意味、その機能についてガイドラインに示す必要性がある。

○児童館のあり方や望ましい方向を示す際に、子どもにとっての必要や子どもの可能性を軸に置いて、より明確に示すことが大切になる。

【第1章について】

○3施設特性に「子どもが一人でも利用することができる」とあるが、現場は小学生未満の子どもは保護者の同伴が一般的であるので、幼児も1人で来ていいと大きく捉えられてしまうと少し誤解が生じるのではないか。

○「一人でも利用する」というのは、子どもが自分の意思で利用する意味である。

○虐待ケースなど何らかのSOSを出したい幼児もあり得るため、「一人でも利用することができる」ことは非常に大事。

○遊びの意義や児童館で子どもの遊びにかかわる際に配慮すべきことを第3章の1と第4章の1の中に具体的に書き込んだ。

【第2章について】

○3思春期(青年前期)の中の「アイデンティティ」と「レクリエーション」の用語は、一般的に使っているためそのまま使用する。

【第3章について】

○4子育て家庭への支援の「また」以降の文章を「参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する」とする。

【第4章について】

○親が子どもを置いてどこかに行ってしまうという現状があるのならば、児童館は虐待予防のとりでになり得る。ガイドラインに乳幼児は「親子連れで」と入れてしまってもったいない。

○子育てがしんどい状況にある親御さんをどうサポートできるかという視点で書いた

ほうがいいのではないか。

○5 子育て支援の実施の(2)に乳幼児は保護者と一緒に利用するという趣旨を入れ、その次に、児童館は保護者と協力して、あるいは協働して、子育て支援活動を実施するという旨をつけ加える。

○5の「(3) 乳幼児触れ合い体験の取組」は、子育て支援より、中・高校生世代や小学校高学年の子どもたちの体験を豊かにしていく取組である。乳幼児支援・子育て支援の項目の中にあるのはどうなのか。

○居場所のところにに入れてしまうと、乳幼児が客体になってしまうような気がする。これは、乳幼児自身も児童館の事業に参加しているというところがとても大事。

○この取組は、双方にとって非常に大事なものということを含めて、その位置に収めた経緯がある。

○3の「なお、実施に当たっては、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うことが望まれる」に赤ちゃんの権利に触れる。

○総則で子どもの権利を書いている、各章の全てに通用するので、全体の修文の中で趣旨を生かす検討が必要。

○2 子どもの居場所の提供で「若者自身の居場所づくりに協力したり」する場面はあるが、利用者へ配慮や運営に支障がないことが前提で、安全・安心が第一優先となる。

【第5章について】

○児童館の運営方針や計画は、児童館の職務の内容の中に位置づけ、整理したということによろしいか。

【第9章について】

○大型児童館については、A型とB型に対応した内容としている。

【その他】

○各章の前文に求められる役割・機能・内容等が書かれてあり、結び言葉として「求められる」としているが、「第5章」「第6章」は「記述している」で終わっている。統一したほうがいいのではないか。